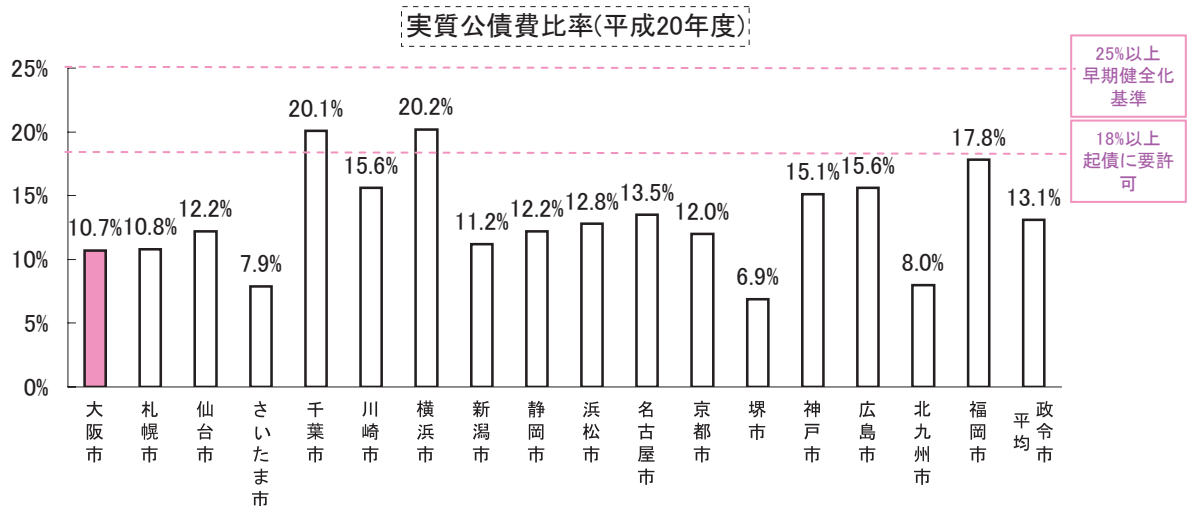


③実質公債費比率

➤ 実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを示す指標で、早期健全化基準は25%以上、財政再生基準は35%以上とされています。また、18%以上の場合は、起債に総務省の許可を要します。

➤ 本市は、総務省のルールどおり確実に公債償還基金へ積立を行ってきたことから、いずれの指標も下回っています。

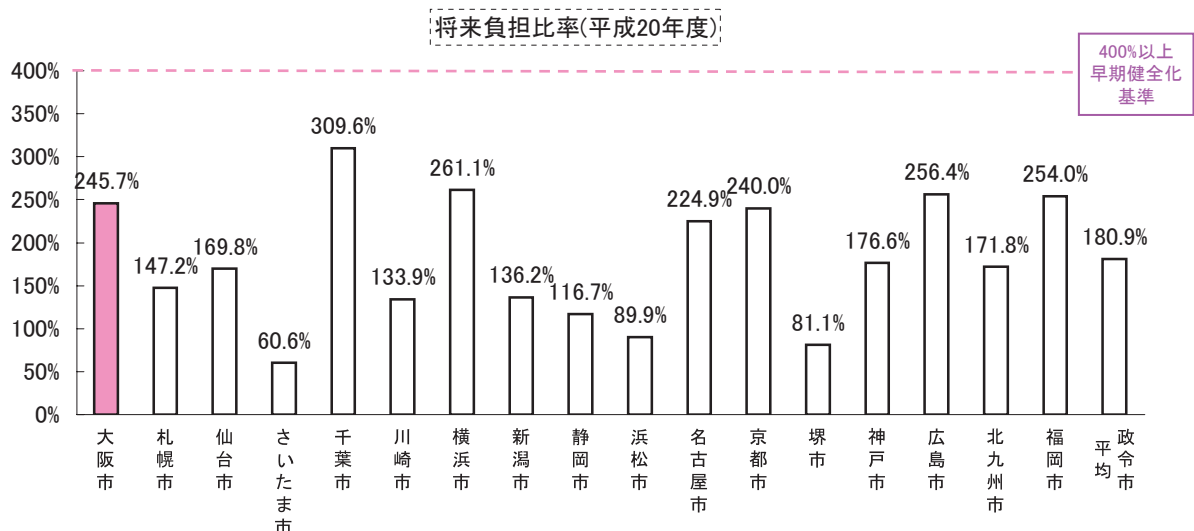


総務省HPI「平成20年度地方公共団体の主要財政指標一覧」より

④将来負担比率

➤ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、ストック指標です。

➤ 特定調停が成立している第三セクター等に対する損失補償付債務は、将来負担額に全額(100%)算入しており、今後の処理に伴って比率が悪化することはありません。



総務省HPI「平成20年度地方公共団体の主要財政指標一覧」より